

病院給食調理等業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下、「法人」という。）が、病院内における病院給食調理等業務の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

病院給食調理等業務

(2) 委託業務の内容

- ア 食数管理業務
- イ 食材（検食、保存食、非常食（副食）含む）調達業務
- ウ 食材管理業務
- エ 調理・盛付け業務
- オ 配膳、下膳業務
- カ 調理機器、食器、配膳トレイ等管理洗浄業務
- キ 調乳業務
- ク その他業務

(3) 患者数について

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入院患者数	139,249人	123,203人	104,868人
外来患者数	218,452人	202,646人	213,898人

(4) 契約期間

令和4年10月1日から令和7年3月31日まで

地方独立行政法人市立吹田市民病院契約規程第3条第2項に基づく複数年契約とする。したがって、この契約の締結する日の属する年度以降において、当該契約に係る法人の予算において減額又は削除があった場合、法人はこの契約を変更し、又は解除することができる。

また、上記期間で業務を開始できるよう、業者選定後から事前に必要な業務を行うこと。

(5) 支払条件

委託費及び食材費は、月末締の翌月末払いとする。

3 参加資格

(1) 次のいずれかに該当すること。

- ア 公告日において、吹田市の入札参加資格認定における有資格者名簿に登載されていること。
- イ 一般競争入札等参加資格審査申請書（様式第6号）を提出し、法人の審査を受け、これに適合した者であること。

- (2) 吹田市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から受託者選定日までの間において、指名停止処分を受けた場合は参加資格を失うものとする。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 当該プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
 - イ 暴力団員が経営する業者または経営支配する業者及びこれに準ずる者
 - ウ 次の各号に該当する事実があった後2年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様）
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ③ 交渉権者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり法人の職員(法人の委任を受けた者を含む。)の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
- (4) 平成30年度以降に、全国で病床数400床以上の病院において、2年以上継続して履行した病院給食調理等業務を5件以上受託した実績を有すること。（ただし、法人での実績は除く。）
- (5) 令和2年度以降に大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県における受託先の病院及び老人保健施設、老人福祉保健施設等の福祉施設において、食中毒事故を発生させていないこと。
- (6) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において、患者等給食業務の認定事業者であること。
- (7) ISO9001（品質）または14001（環境）の認定事業者であること。
- (8) 業務の遂行が困難になった場合の代行保証先を有すること。

4 交付資料及び交付方法

- (1) 交付資料1（法人ホームページよりダウンロード）
- ア 実施要領（本資料）
 - イ 仕様書等交付依頼書（様式第1号）
 - ウ 現場見学会参加申込書（様式第2号）
 - エ 健康チェック表（様式第3号）
 - オ 参加意思表明書（様式第4号）
 - カ 会社概要・業務実績、代行保証先、受託責任者（予定者）の資格等（様式第5号）
 - キ 一般競争入札等参加資格審査申請書（様式第6号）
 - ク 暴力団員及び暴力団密接関係者でないことの誓約書（様式第7号）
 - ケ 質問書（様式第8号）

- コ 提案書（表紙）（様式第9号）
- サ 提案⑧（様式第10-1号、第10-2号、第10-3号）
- シ 辞退届（様式第11号）

(2) 交付資料2（仕様書等交付依頼書の提出と引き換え）（USBメモリを持参してください）

- ア 病院給食調理等業務委託仕様書
- イ 仕様書別紙1 厨房機器リスト
- ウ 仕様書別紙2 厨房機器配置図
- エ 仕様書別紙3 献立表（令和3年11月の1か月分（3週サイクル）及び祝い膳）
- オ 仕様書別紙4 院内約束食事箋一覧
- カ 仕様書別紙5 特別食加算対象食品
- キ 仕様書別紙6 食種別食数表（行事食、栄養剤除く）
- ク 仕様書別紙7 非常食一覧
- ケ 仕様書別紙8 提案、項目、審査項目、提案内容、評価点

(3) 仕様書等交付条件

参加資格の（1）～（8）を満たす者。

なお、一般競争入札等参加資格審査申請書（様式第6号）を提出し法人の審査を受ける予定の者は、必要書類の提出が可能であれば参加資格（1）を満たすこととする。

(4) 仕様書等交付依頼書提出期限

令和4年5月24日（火）17時

5 現場見学会

(1) 参加対象

希望者を対象に現場見学会を実施する。なお、1事業者につき最大2名までとする。

(2) 参加条件

ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加予定者は現場見学会当日まで、交付資料1の健康チェック表（様式第3号）を用いて令和4年5月10日（火）から健康観察を行い、現場見学会当日分も含めて記載し、参加時に提出すること。

イ 令和4年5月の検便検査（O157）結果も合せて提出すること。

ウ 海外から帰国後2週間経過していること。

(3) 日時

令和4年5月17日（火）もしくは令和4年5月18日（水）

参加人数の上限を設けていることから、現場見学会参加申込書（様式第2号）を提出した順に日時を決定する。日時は決定後、現場見学会参加申込書（様式第2号）に記載のメールアドレスへ改めて通知する。

(4) 申込方法

事務局のメールアドレスへ現場見学会参加申込書（様式第2号）を添付して電子メールを送信すること。なお、不着等の事故を防ぐため、電子メール送信後、電話で送付の旨を連絡すること。電話、FAX、訪問による質問は受け付けない。

(5) 提出期限

令和4年5月13日(金) 12時

(6) 持参物

サージカルマスク(厨房入室時には新しいものに付け替えること。)、白衣、衛生帽、調理場用履物の着用を必須とする。なお、持参物については清潔なものを参加者が用意すること。

(7) その他

ア 現場見学会において、会話は厳禁とする。

イ 参加者本人が新型コロナウイルス感染症陽性者となった場合、陽性者・濃厚接触者との接触があった場合及び当日の健康状態が衛生管理上支障となる場合には現場見学会への参加は認めないものとする。ただし、代理人による出席も可とするが、参加条件を満たす者に限る。

ウ 新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下においては現場見学会を中止または延期する場合もある。

エ 当日までの間、外出時には混雑した場所や時間を避け、会食等も控えること。

6 参加意思表明書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書(様式第4号)

イ 会社概要・業務実績、代行保証先、受託責任者(予定者)の資格等(様式第5号)

業務実績については、参加資格を満たす実績を記載すること。また、業務実績を証明する書類(契約業務名、契約期間が確認できるページ及び双方の押印が確認できるページのコピー等)を添付すること。

ウ 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度において、患者等給食業務の認定事業者であることを示す認定証等の写しを添付すること。

エ ISO9001(品質)または14001(環境)の認定事業者であることを示す認定証等の写しを添付すること。

オ 一般競争入札等参加資格審査申請書(様式第6号)(対象者のみ)

(2) 提出期限

令和4年5月27日(金) 17時

(3) 提出場所

市立吹田市民病院 3階 病院総務室

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

持参

(6) その他

ア 参加意思表明書（様式第4号）については、代表者印を押印すること。

イ 参加意思表明書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、プレゼンテーション前日17時までに速やかに辞退届（様式第11号）を提出すること。

7 質問および回答

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。ただし、募集についての質問にのみ回答する。原則として、個別の回答はしない。

(1) 提出書類

質問書（様式第8号）

(2) 提出期限

令和4年5月20日（金）17時

(3) 提出方法

仕様書等交付依頼書記載のメールアドレスから事務局のメールアドレスへ質問書を添付して電子メールを送信すること。なお、不着等の事故を防ぐため、電子メール送信後、電話で送付の旨を連絡すること。電話、FAX、訪問による質問は受け付けない。

(4) 質問への回答

仕様書等を交付した者を対象とし、令和4年5月25日（水）までに仕様書等交付依頼書記載のメールアドレスに電子メールで回答する。なお、質問への回答は実施要領または仕様書の追加・修正とみなす。

8 提案書等の提出

「病院給食調理等業務仕様書」等の内容を踏まえ、次のとおり提出すること。

なお、様式に定められた箇所を除き、社名や商標など意思表明者を確認できるものを表示しないこと。

(1) 提出書類

提案書（提案①～⑧）は番号順に各ページへ通し番号を振り、左綴じ止めで提出すること。

提案①～⑦の様式は自由とし、提案⑧は様式第10-1号～第10-3号を使用すること。

正本のみ提案書（表紙）（様式第9号）を合せて綴じること。

副本は提案⑧（様式第10-1号～第10-3号）を除いて綴じること。

(2) 提出期限

令和4年6月6日（月）17時

(3) 提出部数

正本 1部、副本 9部

(4) 提出方法

持参

(5) 提案書の内容

仕様書別紙8の提案内容を参照すること。

(6) 留意事項

- ア 用紙の規格はA4版、片面印刷で作成すること。
- イ 項目毎の枚数を厳守し、具体的かつ簡潔に作成すること。
- ウ 仕様書を参照し、業務目的達成のために必要な事項を記載すること。
- エ 文字を補完するためにイラスト、イメージ図等を使用することができる。
- オ 提案書（表紙）（様式第9号）については、正本の一番前に添付し、代表者印を押印すること。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

提出書類の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。

(1) 実施日

令和4年6月13日（月）から令和4年6月22日（水）のうち、1日もしくは2日。
実施場所等、詳細については後日通知する。

(2) 注意事項

- ア 参加意思表明書受付順に実施する。
- イ 当日配付資料は認めない。
- ウ 提案書の内容、仕様書別紙8に沿ったプレゼンテーションを実施すること。なお、提案⑧の内容（見積額）についてはプレゼンテーションの内容に含めないこと。
- エ 提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングには、当該受託責任者が出席することとする。なお、会場に入室できる者は、説明を行う者を含めて3人以内とする。
- オ 1提案者あたりのプレゼンテーションの時間は20分間、ヒアリングに10分間を割り当て、合計30分程度とする。スクリーン及びプロジェクターは法人が用意するものを使用するものとする。パソコンは提案者が持参すること。
- カ ヒアリングは、プレゼンテーションの内容及び審査書類に関し行うものとする。また、ヒアリングへの回答は提案内容の追加・修正とみなす。
- キ プレゼンテーション中に、社名や商標など提案者を確認できる発表を行わないこと。

10 選定方法

公募により業務に係る提案書の提出を受け、提出書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査したうえで、「病院給食調理等業務委託業者選定会議」（以下「選定会議」という。）によって、受託予定者、次点者を選定する。

- (1) 評価点の6割以上を獲得している者のうち、最高得点者を受託予定者として選定するものとする。
- (2) 提案者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様に提案審査を実施する。
- (3) 評価点は仕様書別紙8のとおりとする。

1 1 審査結果

(1) 審査結果の通知

最終選定結果は令和4年6月24日(金)(予定)までに法人ホームページ上に公表し、審査結果通知書を発送する。なお、審査結果の問合せについては一切応じない。

(2) 契約の締結交渉

審査により選定した受託予定者と提案内容及び法人の意向について協議調整を行い、決定に至れば受託者として決定し、契約を締結する。

ただし、その者が契約締結時までに参加資格を満たしていないと判断された場合や、辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点の者と契約締結の交渉を行うものとする。

(3) 失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提案書等必要な書類に不備がある、または提出期限に遅れた者

イ 提出書類に虚偽の記載をした者

ウ プレゼンテーションの実施に遅れた者

エ 参加資格を満たしていないと判断される者

オ 参加表明書を提出した者が審査委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

1 2 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の1年当たりの額の100分の5以上。

ただし、保険会社との間に締結した地方独立行政法人市立吹田市民病院を被保険者とする履行保証保険契約(保険金額が契約保証金以上であるものに限る。)に係る保険証券の提出をもって、契約保証金の納付に代えることができる。その際、保証保険期間は契約期間とする。

1 3 誓約書

契約締結時に暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(法人様式)を提出すること。

1 4 その他

(1) 各提出書類(質問書含む)の提出は、土・日・祝休日を除く9時から17時までとする。

(2) 押印の必要な箇所については、代表者印を押印すること。

(3) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。

(4) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 提出書類は、提案者に返却しない。

(6) 提出書類の受領後の差替え及び再提出は認めない。

(7) 提出書類以外に必要と認める場合、追加資料を求める場合がある。

(8) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、地方独立行政法人市立吹田市民病院情報公開規程に基づき、提出書類を公開することがある。

(9) 提出された書類は、本提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

1 5 事務局、提出書類等の提出先

〒564-8567

吹田市岸部新町5番7号

地方独立行政法人市立吹田市民病院 病院総務室

電話 06-6387-3311 (内線 5351)

電子メール shomu@mhp.suita.osaka.jp